

平成 29 年 1 月 25 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 代表取締役 執行役員社長
前田 哲宏

(コード番号 6839 東証第一部)

(T E L 072-870-4395)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、平成28年10月13日、当社における不適切な会計処理に関する社内調査委員会の調査報告書を開示し、同月17日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

本件に関して、当社は、株式会社東京証券取引所より、平成29年1月25日に有価証券上場規程第508条第1項第1号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第502条第1項第1号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、平成28年10月13日、当社における不適切な会計処理に関する社内調査委員会の調査報告書を開示し、同月17日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社の米国販売子会社の一つにおいて、カナダでの税金に関する制度変更後も旧税率のまま納税が継続され、また税務調査の指摘によって当該事実を認識した後もこれに関して適切な会計処理がなされていなかった事実、一部事業において、取引先からの請求書が未着であった期間の運送費が適切に費用処理されていなかった事実、販売促進等に用いる販売協力金に関して適切な見積計上がなされておらず、売上高が過大計上されていた事実が認められました。その結果、平成24年3月期から平成28年3月期までの決算短信等について、当社が不適切な会計処理による開示をしていたことが判明しました。

本件では、当社の子会社において、正しい会計処理を適切に判断できる人員の不足が生じていたとともに、子会社代表者による適切な指導・統制が行われていない状況が認められました。また、当社に対する子会社からの経営管理報告は売上・損益の実績が中心であり、その他の経営に重要な影響を与える可能性のある事項の報告ルートが定められていないなど当社における子会社管理体制が不十分な状況であることが認められました。

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行

われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることになりました。

以上